

令和4年度愛知県在宅医療推進協議会の開催状況について

1 令和4年度愛知県在宅医療推進協議会の概要

(1) 開催目的

県内の在宅医療の現状を把握・分析し、保健・医療・福祉・行政など関係機関が相互に連携した在宅医療を円滑に提供する体制を構築する。

(2) 開催日

令和5年2月1日(水) 午後3時から午後5時まで

愛知県自治センター6階 603会議室

(3) 議題

①次期愛知県地域保健医療計画策定における「在宅医療対策」の見直予定項目について(参考資料1)

②専門部会(愛知県訪問看護推進協議会)の廃止について(資料省略)

(4) 報告事項

①専門部会(愛知県訪問看護推進協議会)の開催状況について(資料省略)

②在宅医療関連の指標について(資料省略)

2 議題 次期愛知県地域保健医療計画策定における「在宅医療対策」の見直予定項目について

○ 愛知県地域保健医療計画

- ・ 現行の愛知県地域保健医療計画の計画期間は、平成30年度から令和5年度までの6年間。
- ・ 次期愛知県地域保健医療計画は令和6年度から令和11年度の6年間であり、令和5年度は次期計画の見直しの年となる。

○ 計画作成のための国の指針

- ・ 国は医療計画策定のための指針として、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(平成29年3月31日厚生労働省医政局地域医療計画課長通知(令和2年4月13日一部改正))を示している。
- ・ 次期計画に向けた指針の改正のために、国の第8次医療計画等に関する検討会において「第8次医療計画等に関する意見のとりまとめ」(右:参考)が示され、このとりまとめを基に今後、厚生労働省から都道府県へ改定された指針が提示される予定(令和5年3月~4月見込み)。

○ 今回の在宅医療推進協議会での対応

- ・ 今後、厚生労働省から示される指針に基づき素案の作成を進める予定であるが、「第8次医療計画等に関する意見のとりまとめ」を説明し、計画策定にかかる見直しの方向性等に関して、あらかじめ各委員の立場から御意見をいただく等、協議を行った。

3 小児在宅医療にかかる委員からの主な意見

- ・ 在宅医療の圏域の設定において、小児(医療的ケア児)は人数が少なく、病院が限られているため、成人と同じ圏域で考えて良いものか。(国立長寿医療研究センター)
- ・ 在宅医療の圏域を決めてから、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を決めるのがよいのではないか。(県医療法人協会)
- ・ (医療的ケア児の家族は、大府や春日井の病院の近くに引っ越すような傾向がみられるが、) 引っ越さなくても、ここまでは地域の在支診で診る、その先入院が必要になったら専門病院に年に数回通えばいいような形に変えていくことが一番理想ではないか。(県医師会)
- ・ 医療的ケア児は保険点数という形では出ないので訪問看護が入りにくい。例えば豊田市では、医療的ケア児に対して看護師が病院や学校への付き添い等に対しても、訪問看護の点数と同じだけの料金を払うような仕組みを医師会と検討しながら作り上げた。保険が入らないところは行政と連携して取り組むような体制があってもいいと思う。(県医療法人協会)
- ・ 医療的ケア児を診ることができる訪問看護ステーションの強化を図っていく必要がある。(県看護協会)

(参考)「第8次医療計画等に関する意見のとりまとめ」在宅医療 抜粋

(1) 在宅医療の提供体制

① 見直しの方向性

- 今後見込まれる在宅医療の需要の増加に向け、地域の実情に応じた在宅医療の体制整備を進める。
- 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を医療計画に位置付け、適切な在宅医療の圏域を設定する。
- 「在宅医療に必要な連携を担う拠点」と「在宅医療・介護連携推進事業」との連携を進める。

(2) 急変時・看取り、災害時等における在宅医療の体制整備

① 見直しの方向性

- 在宅療養患者の急変に適切に対応するための情報共有や連携を進める。また、看取りに際し本人・家族の希望に沿った医療・ケアの提供を進める。
- 平時から在宅医療に係る関係機関の連携体制の構築を進めるとともに、災害時における業務継続計画(BCP)の策定を推進する。

(3) 在宅医療における各職種の関わり

① 見直しの方向性

- 医師・歯科医師の定期的な診察と適切な評価に基づく指示による、在宅療養患者への医療・ケアの提供を進める。
- 在宅医療における各職種の機能・役割について明確にする。

※〔資料4参考資料1〕における資料・参考資料は省略

次期愛知県地域保健医療計画における「在宅医療対策」の見直予定項目について

1 愛知県地域保健医療計画

○ 医療法第30条の4第1項の規定に基づき、都道府県が策定する計画。愛知県の保健医療対策の今後の基本方針を示し、さまざまな保健医療サービスを適正に提供することができる体制づくりを目的としており、5 疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）、5 事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医療の医療連携体制の構築等について、記載されているもの。

○ 現行の愛知県地域保健医療計画の計画期間は、平成30年度から令和5年度までの6年間であり、令和2年度には中間見直しが行われ、令和4年3月に開催された医療審議会において承認され、令和4年4月から適用されている。（参考資料1）

次期愛知県地域保健医療計画は令和6年度から令和11年度の6年間であり、令和5年度は次期計画の見直しの年となる。

2 計画作成における国の指針について

○ 国は医療計画策定のための指針として、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（平成29年3月31日厚生労働省医政局地域医療計画課長通知（令和2年4月13日一部改正））を示している。

○ 次期計画にむけた指針の改正のために、国は在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループを令和3年10月13日から開催しており、令和4年10月31日開催の第8回で、「在宅医療の体制構築に係る指針の改定に向けた見直しの方向性について、ワーキンググループにおける意見のとりまとめ（案）」（参考資料2）を示している。その後、第8次医療計画等に関する検討会において「第8次医療計画等に関する意見のとりまとめ」が示され、このとりまとめを基に今後、都道府県へ改定された指針が提示される予定。

3 次期愛知県地域保健医療計画における「在宅医療対策」の見直予定項目

○ 国の指針に基づく愛知県地域保健医療計画の次期見直し（令和5年～）に向けて、今回の協議会で、現在示されている「第8次医療計画等に関する意見のとりまとめ」について御意見をいただく。（資料1-2、参考資料3-5）

4 今後の対応

○ 「令和5年度のスケジュール（案）」（資料1-3）のとおり、策定作業を進める予定。令和5年度は、7月と1月に在宅医療推進協議会を開催予定。

（参考）国の動向

○ 第8次医療計画に関する検討会の経緯

令和6年度から開始される第8次医療計画の策定に向けて、構成員それぞれの立場から、今後のあるべき医療提供体制の在り方について議論をするもの。21回開催され、令和4年12月28日に「第8次医療計画等に関する意見のとりまとめ」が示された。

（開催状況）

回数	開催日	議題等
第1回	令和3年10月13日	座長の選出 本ワーキンググループの今後の進め方について
～第2回から第18回 省略～		
第19回	令和4年11月24日	○ 在宅医療の体制構築に係る指針の見直しに向けた意見のとりまとめ ○ 地域医療支援病院について ○ 第8次医療計画の医療計画作成指針等の追加・見直しについて
～第20回 省略～		
第21回	令和4年12月23日	○ 地域医療構想について
	令和4年12月28日	第8次医療計画等に関する検討会 「第8次医療計画等に関する意見のとりまとめ」

○ 在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループの経緯

在宅医療の提供体制の基盤整備、多職種連携、災害時の医療提供体制等、令和6年度からの次期医療計画に向けて必要な事項について議論することを目的としたワーキンググループ。

（開催状況）

回数	開催日	議題等	
第1回	令和3年10月13日	座長の選出 本ワーキンググループの今後の進め方について	
第2回	令和4年3月9日	第8次医療計画策定に向けた在宅医療について	
第3回	令和4年6月15日	在宅医療における急変時対応及び看取り・災害時等の支援体制について	
第4回	令和4年7月20日	在宅医療の基盤整備について	
第5回	令和4年7月28日	在宅医療の基盤整備について	
第6回	令和4年9月28日	在宅医療の提供体制について	
第7回	令和4年10月14日	在宅医療の提供体制について	
第8回	令和4年10月31日	在宅医療の体制構築に係る指針の改定に向けた見直しの方向性について	

○愛知県在宅医療推進協議会設置要綱

(目的)
 第1条 県内の在宅医療の現状を把握・分析し、保健・医療・福祉・行政など関係機関が相互に連携した在宅医療を円滑に提供する体制を構築することを目的として、愛知県在宅医療推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
 (協議事項)
 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
 (1) 在宅医療の確保に関する事項
 (2) その他在宅医療の推進に必要な事項
 (組織)
 第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者で組織する。
 (1) 保健医療福祉関係者
 (2) 学識経験者
 (3) 関係行政機関の職員
 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 3 委員は、再任されることができる。
 (会長)
 第4条 協議会に会長を置き、委員の中から互選する。
 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。
 (会議)
 第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。
 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
 3 やむを得ない理由により会議を開くことが困難な場合は、書面による協議を行うことができる。
 (専門部会)
 第6条 協議会は、第2条に定める事項を専門的に検討する必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。
 2 専門部会の運営に関しては、別に定める。
 (庶務)
 第7条 協議会の庶務は、保健医療局健康医務部医務課において処理する。
 (その他)
 第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、保健医療局長が別に定める。
 附 則
 この要綱は、平成27年12月21日から施行する。
 (附則、以下省略)

○愛知県在宅医療推進協議会 委員名簿 (2023.2.1現在)

(50音順、敬称略)

稲垣 毅	一般社団法人愛知県作業療法士会	会長
宇野 甲矢人	一般社団法人愛知県病院協会	理事
江口 澄子	公益社団法人愛知県栄養士会	副会長
岡田 巖	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会高齢者部会	副部会長
加藤 真二	一般社団法人愛知県医療法人協会	副会長
熊谷 泰臣	一般社団法人愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会	総務部長
佐々木 豊	一般社団法人愛知県薬剤師会	副会長
田川 佳代子	愛知県立大学教育福祉学部	教授
鳥山 喜之	公益社団法人愛知県理学療法士会	代表理事
中橋 聖一	一般社団法人愛知県言語聴覚士会	会長
日比野 敏弥	愛知県町村会（豊山町生活福祉部	部長）
増井 恒夫	愛知県保健所長会（愛知県春日井保健所	所長）
三浦 久幸	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター在宅医療・地域医療連携推進部長	
三浦 昌子	公益社団法人愛知県看護協会	会長
水野 大介	一般社団法人愛知県医療ソーシャルワーカー協会	会長
宮瀬 光博	愛知県市長会（蒲安市健康福祉部	部長）
森 幹太	一般社団法人愛知県歯科医師会	常務理事
森 亮太	公益社団法人愛知県医師会	理事
森田 貞子	一般社団法人愛知県訪問看護ステーション協議会	副会長
渡邊 理沙	公益社団法人愛知県歯科衛生士会	副会長

計 20名